

報告第 2 号

中之条町・六合村合併協議会幹事会規程について

中之条町・六合村合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり報告する。

平成21年8月27日 報 告

中之条町・六合村合併協議会長 入内島道隆

中之条町・六合村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中之条町・六合村合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、中之条町・六合村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、中之条町・六合村合併協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、中之条町・六合村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、中之条町及び六合村の課長等関係職員を幹事として組織し、総務、企画、議会、会計、住民生活、産業経済、建設、上下水道、こども政策、社会教育、公営事業の各幹事会を置く。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長1人及び副幹事長1人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから互選する。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長はその会議の議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、幹事長の属する町又は村において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月27日から施行する。